

# 指定障害福祉サービス事業 に係る留意事項について

青森市福祉部障がい者支援課

令和5年3月17日

令和4年度指定障害福祉サービス事業者等集団指導

# 目次

---

- ①令和3年度障害福祉サービス等の基準改正について【再周知及び経過措置が終了する事項等】
- ②サービス運営体制について
- ③市への届出について
- ④おわりに

## ①R3基準改正の再周知・経過措置終了について

### 全サービス対象

#### 虐待防止のために講ずべき措置

- 虐待防止委員会の設置
- 従業員への研修の実施
- 虐待の防止等のための責任者の設置

・法人単位での設置が可能です。  
・身体拘束適正化委員会との  
一体的な設置が可能です。

### 令和4年度から義務化済

運営規程に記載されているかご確認をお願いします。

# ①R3基準改正の再周知・経過措置終了について

## 相談支援を除く全サービス対象

### 身体拘束等の適正化を図るため講ずべき措置

①身体拘束等を行う場合の記録

②身体拘束適正化委員会の開催

虐待防止委員会との一体的な設置が可能です。

③適正化のための指針の整備

④指針に基づいた研修の実施

他の研修との一体的な実施が可能です。

## 令和5年度から全て義務化

上記の措置を講じていない場合、

「身体拘束廃止未実施減算」が適用されます。



# ①R3基準改正の再周知・経過措置終了について

## 全サービス対象

### 感染症予防及びまん延防止のため講ずべき措置

①感染対策委員会の定期的な開催

②感染対策マニュアルを踏まえた指針の整備

③研修及び訓練の定期的な実施

他の会議との  
一体的な設置が  
可能です。

令和6年度から義務化

・年1回以上の定期的な  
研修と、その記録が必要。  
・発生時の対応について、  
年1回以上の訓練が必要

(詳細は下記メモ欄をご覧ください。)

4

感染症の予防及びまん延の防止のために講ずべき措置は①から③となります。

①感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（「感染対策委員会」）

⇒ 利用者の状況など事業所の状況に応じ、定期的（※①）に開催するとともに、必要に応じ  
随時開催する必要があり、テレビ電話装置等を活用して行うことができます。

②感染症の予防及びまん延の防止のための指針

⇒ 平常時の対策及び発生時の対応を規定し、連絡体制を整備すること等が必要です。

③ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練

従業者に対する研修は、定期的（※③）に開催するとともに、新規採用時にも感染対策研修を  
実施することが望ましいとされています。

また、研修の実施内容についても記録することが必要です。平時から、実際に感染症が発生した  
場合を想定し、発生時の対応について、訓練を定期的（※③）に行うことが必要です。

詳細については、厚生労働省「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マ  
ニュアル」もご参照ください。

※委員会の開催、研修及び訓練について、「定期的」な回数が下記のとおりサービス等  
ごとに異なりますのでご注意ください。

居宅介護系・就労定着支援・自立生活援助・相談系

※①・・・おおむね6カ月に1回 ※③・・・年に1回

通所系（障害者・障害児）・住居系・施設入所支援

※①・・・おおむね3カ月に1回 ※③・・・年に2回

# ①R3基準改正の再周知・経過措置終了について

## 全サービス対象

### 業務継続計画の策定と計画に従い講ずべき措置

- 業務継続計画の策定
- 全従業員への研修及び訓練の実施
- 業務継続計画の見直しと変更

他の事業者との連携による  
計画策定・研修や訓練の  
実施が可能です。

## 令和6年度から義務化

(詳細は下記メモ欄・次頁をご覧ください。)

～業務継続計画の策定及び計画に従い講ずべき措置～

#### ○研修及び訓練の実施について

従業者に対する研修は、定期的(※)に開催するとともに、新規採用時にも研修を実施することが望ましいとされています。また、研修の実施内容についても記録することが必要です。

また、感染症や災害が発生した場合に実践する支援の演習等を定期的(※)に行うことが必要です。

※感染症の業務継続計画に係る研修及び訓練は、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練と一体的に実施しても差し支えないとされています。

研修及び訓練について、「定期的」な回数が下記のとおりサービス等ごとに異なりますのでご注意ください。

施設入所支援・・・年2回

施設入所支援以外・・・年1回

## ①R3基準改正の再周知・経過措置終了について

### ○業務継続計画に記載すべき項目

アとイは  
一体的な策定が  
可能です。

#### ア 感染症に係る業務継続計画

- a 平時からの備え（体制構築・整備、取組の実施、備蓄品の確保等）
- b 初動対応
- c 感染拡大防止体制  
（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）

#### イ 災害に係る業務継続計画

- a 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）
- b 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）
- c 他施設及び地域との連携

～業務継続計画の策定及び計画に従い講ずべき措置～

業務継続計画に記載すべき事項です。



# ①R3基準改正の再周知・経過措置終了について

## 通所系・入所系サービス対象

### 非常災害対策について

○消防設備などの必要な設備の設置

○非常災害に関する具体的な計画

- ・ハザードマップの警戒エリアに属していないか要確認
- ・具体的な項目例は次頁

○関係機関への通報・連絡体制の整備

○定期的な周知・訓練

火災、水害・土砂災害、地震等の災害に  
対処するための計画

日頃から地域住民との連携を図り、訓練や非常時に協力してもらえるような体制を作るよう  
求められております。



## ①R3基準改正の再周知・経過措置終了について

### 非常災害対策について

#### 【計画に記載すべき具体的な項目例】

- ・ 障害者支援施設等の立地条件（地形等）
- ・ 災害に関する情報の入手方法  
（「避難準備情報」等の情報の入手方法の確認等）
- ・ 災害時の連絡先及び通信手段の確認（自治体、家族、職員等）
- ・ 避難を開始する時期、判断基準（「避難準備情報発令」時等）
- ・ 避難場所  
（市町村が指定する避難場所、施設内の安全なスペース等）
- ・ 避難経路（避難場所までのルート（複数）、所要時間等）
- ・ 避難方法（利用者ごとの避難方法（車いす、徒歩等）等）
- ・ 災害時の人員体制、指揮系統  
（災害時の参集方法、役割分担、避難に必要な職員数等）
- ・ 関係機関との連携体制

～非常災害対策計画の策定等に関する留意事項について～

非常災害対策計画に盛り込む項目例について記載のとおりです（厚労省通知より）。

※実際に災害が起こった際にも利用者の安全が確保できる実効性のあるものとするのが重要です。  
各事業所の状況や地域の実情を踏まえた内容としてください。

## ①R3基準改正の再周知・経過措置終了について

### 【留意事項】

#### ○非常災害対策計画の内容の共有

- ・避難場所や災害時の連絡体制等必要な事項について、従業員間や関係機関において認識を十分共有すること。
- ・策定完了前においても、災害情報の入手方法や避難所等の必要な情報を施設内で共有しながら策定を進めること。

#### ○訓練の実施・検証・見直し

- ・混乱が想定される状況にも対応できるような避難訓練を実施した上で、計画の内容を検証し、見直しを行うこと。

#### ○消防関係者や地域住民との連携

- ・策定への助言や避難訓練への参加、非常時の避難行動などに協力してもらえよう、日頃から連携を図ること。

～非常災害対策計画の策定等に関する留意事項について～

非常災害対策計画の策定等に関する留意事項について記載のとおりです。

## ②サービス運営体制について（サビ管・児発管の配置要件）

### 全サービス対象

サビ管・児発管の配置要件を満たし続けるには更新研修を修了する必要があるがございます。更新研修を受講する必要があるかどうか確認してくださるようお願いいたします。

配置要件	平成30年度までの研修修了者 (旧体系)	平成31年度以降の研修修了者 (新体系)
サービス 管理 責任者	①各実務要件 ②相談支援従事者初任研修 講義部分の一部受講 ③サービス管理責任者研修（分野別）or 児童発達支援管理責任者研修 の修了	①各実務要件 ②相談支援従事者初任研修 講義部分の一部受講 ③サービス管理責任者等 <b>基礎</b> 研修 ④サービス管理責任者等 <b>実践</b> 研修
児童発達 支援管理 責任者	(↓上記に加え)	(↓上記に加え)
の 配置要件	サービス管理責任者等 <b>更新研修</b>  令和5年度末までに修了すること。 (受講要件：③修了者) その後も5年ごとに修了すること。	サービス管理責任者等 <b>更新研修</b>  5年ごとに修了すること。 (受講要件：現在もしくは過去5年間に 2年以上、サビ管として従事している方)



## ②サービス運営体制について（兼務の可否）

### 全サービス対象

事業所における複数職務の兼務状態について、法人内での採用・異動の際に逐次確認して下さるようお願いいたします。

可否	同一事業所内での兼務	同一法人内 別事業所での兼務
管理者	同時並行的な兼務可	時間を分けて兼務可
サビ管 児発管	原則、管理者以外との兼務は不可	原則不可 ※条件によっては認められる場合あり⇒要相談
直接処遇 職員	時間を分けて兼務可	時間を分けて兼務可

新規指定・指定更新の資料提出時には、法人組織図及び法人内のすべての事業所の勤務形態一覧表のご提出をお願いいたします。

具体的な例は次ページへ



## ②サービス運営体制について（兼務の可否）

### 兼務する場合の例

可否	同一事業所内での兼務	同一法人内 別事業所での兼務
管理者	管理者8h・児童指導員8h を同時並行的に勤務【常勤】	【生活介護】管理者4h【非常勤】 +【就労A型】職業指導員4h【非常勤】
サビ管 児発管	管理者8h・サビ管8h を同時並行的に勤務【常勤】	原則不可 ※例外については要相談
直接処遇 職員	生活支援員4h【非常勤】 +職業指導員4h【非常勤】	【GH】世話人4h【非常勤】 +【就労A型】生活支援員4h【非常勤】

兼務可能な職種であっても、  
原則、2職種までしか兼務  
できませんのでご注意ください。  
※例外については要相談

3職種の兼務は原則不可  
例えば…  
~~【生活介護】管理者~~  
~~+【生活介護】生活支援員~~  
~~+【GH】世話人~~

## ②サービス運営体制について（施設外就労関係）

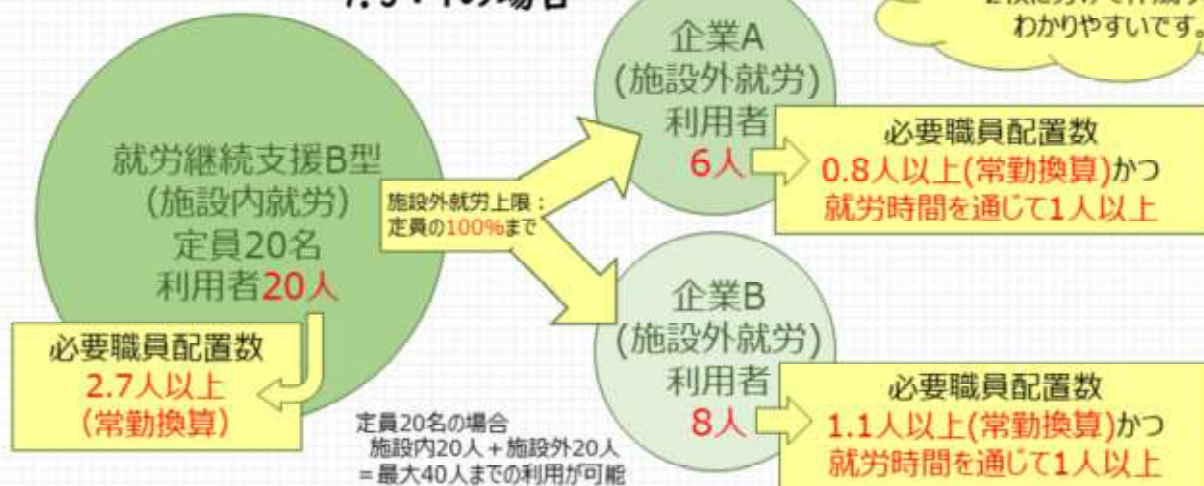
対象：就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型

### 施設外就労を行う際の職員配置

施設内・施設外それぞれにおいて配置基準を満たす必要あり

実施例…手厚い就労支援体制  
7.5：1の場合

勤務形態一覧表を  
①施設内就労②施設外就労  
2枚に分けて作成すると  
わかりやすいです。



## ②サービス運営体制について（利用者負担）

### 全サービス対象

食費・光熱水費等、利用者負担費用については、合理的根拠に基づく金額設定、運営規程への記載・事業所への掲示をお願いいたします。

利用者負担	合理的な根拠の一例
食費	食材料費及び調理等に係る費用に相当する額 等
光熱水費	電気・ガス・水道・灯油代等の利用者利用箇所の料金を利用者人数で均等案分した金額 等（職員利用箇所の料金を除いて計算）
その他	固定電話代、放送受信料、町内会費、新聞代、備品・消耗品費 等の毎月負担すべき費用について、利用者の同意を得た上で人数案分 等

※備え付けの家具・TVや事業所が備えるべき避難用品は利用者に負担させることのないようお願いいたします。

上記は一例であり、参考です。  
利用者から質問があった時や  
監査での質問時に、根拠を示せるよう  
ご準備をお願いします



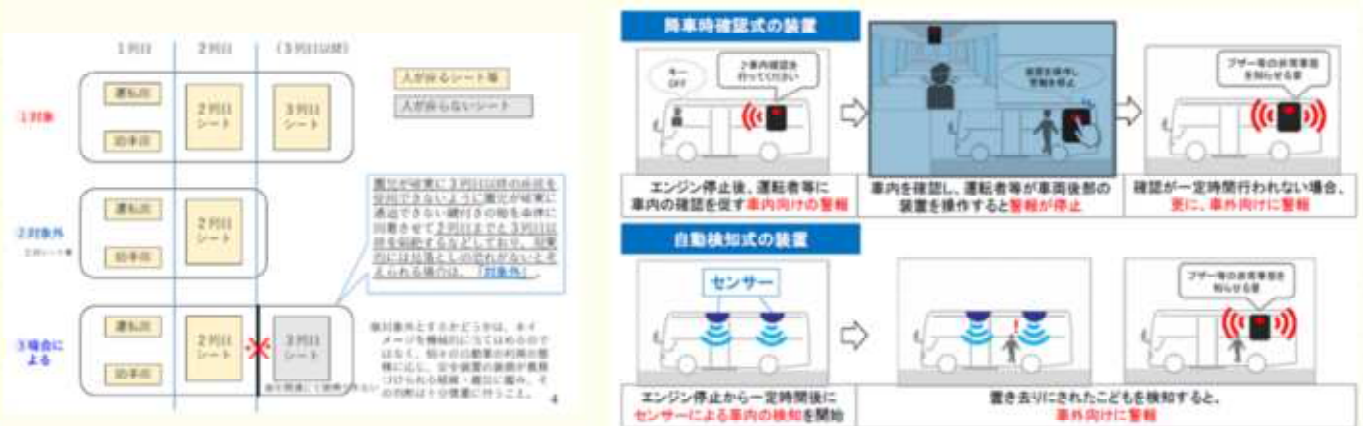
## ②サービス運営体制について（子どもの安全対策）**NEW**

### 対象：障害児通所支援事業所

子どもの安全のため今後義務化される内容

### ○送迎車両の安全装置装備

対象車両：原則、座席が3列以上ある送迎車両



国のガイドラインに適合する装置のリストの公開先URL（随時更新予定）

<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/anzen/list.html>



## ②サービス運営体制について（子どもの安全対策）**NEW**

**対象：障害児通所支援事業所**

子どもの安全のため今後義務化される内容

### ○安全計画の策定

【盛り込むべき内容】

- ①安全点検について
  - (1) 施設・設備の安全点検
  - (2) マニュアルの策定・共有
- ②児童・保護者への安全指導等
  - (1) 児童への安全指導
  - (2) 保護者への説明・共有
- ③実践的な訓練や研修の実施
- ④再発防止の徹底

現在、子育て分野の通知のみ。

障害分野での通知・参考資料が国より公開され次第、全事業者に配布予定。

### ③市への届出について（年度初めに提出が必要な書類）

提出書類	提出が必要な事業所	提出期限
就労継続支援A型に係る基本報酬の算定区分に関する届出書	全ての就労継続支援A型事業所	令和5年4月17日
就労継続支援B型に係る基本報酬の算定区分に関する届出書	全ての就労継続支援B型事業所	令和5年4月17日
就労移行支援に係る基本報酬の算定区分に関する届出書	全ての就労移行支援事業所	令和5年4月17日
就労定着支援に係る基本報酬の算定区分に関する届出書	全ての就労定着支援事業所	令和5年4月17日
就職状況報告書	全ての就労継続支援A型事業所 ・就労移行支援事業所	令和5年5月1日
処遇改善加算計画書	加算を算定する全ての事業所	令和5年4月17日

様式等に変更があった場合は、メールにてお知らせします。

通知があったとおり、処遇改善加算計画書は、

令和4年度から継続して算定する場合

令和5年度から新規に算定する場合

のいずれの事業者についても、令和5年4月17日の締め切りとなります。

### ③市への届出について（就労A型スコア表）

対象：就労継続支援A型事業所

基本報酬届出書（スコア表） 毎年4月に提出が必要

#### 【間違いの例】

#### （Ⅰ） 労働時間

- 有給休暇や面談時間を労働時間を含めて賃金を払っているものの、スコア表上は労働時間の合計数に含めなかった ▶ **NG**

#### （Ⅲ） 多様な働き方

- 「就業規則等で定めている」「定めており、前年度の実績がある」片方にしか○をつけられないが、両方に○がつき、点数が二重にカウントされていた ▶ **NG**
- 利用者の働き方に関する項目だが、職員の実績を含んでカウントしていた ▶ **NG**

#### （Ⅳ） 支援力向上

- ③実習の受入として、特別支援学校からの実習受け入れ取組に含んでいた ▶ **NG**
- ④商談会等への参加として、他社への訪問営業(1対1)を含んでいた ▶ **NG**

項目	スコア
労働時間	
多様な働き方	
支援力向上	

詳しくはスコア留意事項を参照、もしくはご相談ください。

### ③市への届出について（特別支援加算）

**対象：児童発達支援・放課後等デイサービス事業所**

#### 特別支援加算

理学療法士等（※1）を配置し、  
特別支援計画に基づいて訓練等を行った場合に請求可能。

児童指導員加配加算や  
専門的支援加算との  
重複算定はできません。

留意事項通知 第二の2(1)⑫

特別支援を行うに当たっては、個別支援計画を踏まえ、障害児ごとに  
自立生活に必要な日常生活動作、運動機能等に係る訓練又は心理指導の  
ための計画（特別支援計画）を作成し、当該特別支援計画に基づくこと。

**個別支援計画とは別に特別支援計画の作成が必要**

当該加算を請求なさる事業所におきましては、  
個別支援計画更新時に、個別支援計画とは別に  
特別支援計画の作成をお願いいたします。



### ③市への届出について（業務管理体制）

#### 全サービス対象

業務管理体制の届出について、既に届出済の情報に変更があった場合は、変更届の提出をお願いいたします。

- 目的**
- ・不正行為の未然防止
  - ・利用者等の保護
  - ・事業運営の適正化

- 記載事項**
- ・事業者の名称又は氏名
  - ・主たる事業所の所在地
  - ・代表者の氏名、生年月日、住所、職名
  - ・「法令遵守責任者」の氏名、生年月日

- 届出先**
- すべての事業所が青森市内にある → 青森市長
  - 事業所が複数あり、県内の別々の市にある → 青森県知事
  - 事業所が複数あり、別々の都道府県にある → 厚生労働大臣

#### 記載事項について補足

上記の記載事項に加え、

- ・事業所等の数が20以上の事業者は「法令遵守規程」を整備すること。
  - ・事業所等の数が100以上の事業者は「業務執行の状況の監査」を定期的に行うこと。
- とされておりますので、ご注意ください。

### ③市への届出について（感染症等発生時の報告）

#### 全サービス対象

下記のステップで報告が必要と考えられる場合には市への報告をお願いいたします。

#### 報告が必要な感染症

- 新型コロナウイルス
- 感染症法上、第1類～第4類に分類される感染症
- インフルエンザ、感染性胃腸炎

#### 報告が必要なケース

- 死亡・重篤患者 が 週に2名以上 発生
- 感染者が 10名以上 もしくは 全利用者の半数以上 発生
- 通常の発生動向を上回ると考えられる場合

#### 市への報告様式

- 新型コロナ → PCR等検査の受検及び検査結果の報告について
- それ以外 → 事故報告様式 を用いて市への報告をお願いいたします。

社会福祉施設等における事故・不祥事案及び感染症等発生時の報告取扱要領

に記載されている下記のようなケースが発生した場合には市への報告をお願いいたします。

#### (1) 利用者の負傷又は死亡事故その他重大な人身事故の発生

#### (2) 食中毒及び感染症の発生

ア 同一の感染症若しくは食中毒又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合

イ 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合

ウ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、施設長が特に報告を必要と認めた場合

※1 関連する法令に定める届出義務がある場合は、これに従うとともに、当該要領にも従い報告すること。

※2 感染症は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第1項に定める感染症のうち、5類感染症以外のものとする。

ただし、5類感染症であっても、インフルエンザ又は感染性胃腸炎が施設又は事業所内に蔓延する等の状態になった場合には、報告すること。

#### (3) 職員（従業員）の法令違反、不祥事案等の発生

#### (4) その他、報告が必要と認められる事故・不祥事案の発生

## ④おわりに

---

### ○届出済の情報に変更があった場合

電話番号、メールアドレス、事業所住所、  
担当者様の名前等 ➡ 変更後の情報を  
障がい者支援課まで必ずお知らせください。

### ○事業者の皆様への重要なお知らせ

基本的にメールでお知らせしておりますので  
メールをご確認くださいませようお願いいたします。  
ご不明な点がございましたらいつでもご相談ください。

今後ともよろしくお願いいたします。